



(ひまわり満開・向日市にて)

残暑 お見舞い申し上げます

理事会・事務局一同

2005年9月号のおもな内容

- ・ 自民党新憲法草案の危険な本質…………… 2
- ・ がんばるNPO紹介 京ものづくり塾… 4
- ・ 京都市職労自治研集会を終えて…………… 5
- ・ 府職労自治研集会で見えてきたこと…… 6
- ・ 美しいマンスリー⑭ (最終回・下) …… 7
- ・ 新シリーズ子ども主人公の学校づくり… 9
- ・ 全国のホット情報② 地域研 …………… 10
- ・ 経済研究会情報⑩…………… 11

くらし
と
自治

京都

(社) 京都自治体問題研究所
 TEL・FAX (075) 241-0781
 メール・kjitiken@jt2.so-net.ne.jp
 発行人 土居靖範

(「住民と自治」9月号付録)

自民党新憲法草案（第1次案）の危険な本質

飯田 昭（弁護士・当研究所理事）

1. 自民党が急ピッチで改憲作業

自民党の新憲法起草委員会（委員長・森喜朗前首相）は7月7日の要綱第1次素案の発表に引き続き、8月1日には新憲法草案（第1次案）を発表しました。自民党が公式に条文化（但し、前文は除く）した改憲案（以下、「自民党案」と言います）を発表するのは初めてであり、11月に公表する確定案に向けて大詰め作業を続けるとのこと。

2. 8月2日付け朝日新聞朝刊

8月2日付け朝日新聞朝刊は、現行憲法と自民党案の全文を対照比較して掲載していますが、対照してみると自民党案の危険な本質が一層よく判ります。以下、自衛軍の創設、海外派兵の容認と戦争放棄の放棄、国民の人権の公の秩序による制限、③政教分離の形骸化、④軍事裁判所の設置による司法権の制限、⑤憲法の段階的改正への道筋について述べます。自民党案にはこれらの外にも、政党活動の国家による介入（64条の2）や地方自治における住民自治の考えの後退（第8章）などの重大な問題がありますが、字数の関係で上記にしばって説明します。

3. 自衛軍の創設、海外派兵の容認と戦争放棄の放棄

現憲法第2章（9条）の表題は、言うまでもなく「戦争の放棄」であり、そのために一切の戦力を保持せず、国の交戦権は認めないのです。21世紀中に世界平和の実現という理想（前文）を実現するためには、戦争の放棄という崇高な理念を世界に広げることが本来の日本外交の役割です。

残念ながら、政府はアメリカによるイラク侵略戦争に自衛隊を派遣して荷担していますが、この矛盾の中でも現憲法の「しほり」があるため、「紛争地域」には派遣できないのです。

これに対し、自民党案は、「戦争の放棄」の理念を「安全保障」に置き換えたうえ、自衛軍の保持を明記し、自衛軍は自衛のための活動にとどまらず、「国際社会の平和及び安全の確保のために国際的に協調して行われる活動並びに我が国の基本的な公共の秩序の維持のための活動を行うことができる」（9条の2）としています。国連決議や事前の国会承認（事後の国会承認でも可能）という制約さえつけられていません。これではアメリカを中心とした多国籍軍に、自衛軍が「主体的かつ積極的に」（9条の1—3項）参戦し、かつ、国民の反戦デモに軍が「公共の秩序の維持のため」に出動する事態さえ、想定されます。

4. 国民の人権の公益及び公の秩序による制限

自民党案のもう一つの最大の危険性は、基本的人権（12条）、個人の尊重（13条）について、公益及び公の秩序による制限を加えたことです。即ち、現憲法が「公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う」としていたのを、「公益及び公の秩序に反しないように自由を享受し、権利を行使する責務を負う」と変更しています。勿論、現憲法においても、権利、自由は無制限のものではなく、公共の福祉、即ち、他者の権利、自由を不当に侵害してまで認められるものではありません。

これに対し、自民党案では、「公益及び公の秩序」の名の下に、例えば内閣が定める政令でも、法律の委任があれば権利制限ができる仕組みです。例えば、自衛軍の海外派遣に対する反対運動は、「公益及び公の秩序」に反するとして制限されることになる危険性が高いでしょう。

5. 政教分離の形骸化

第3に、政教分離の形骸化も極めて危険です。即ち、現憲法20条3項は、「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」とし、89条で財政面から公金その他の公の財産は宗教上の組織もしくは団体の使用、便益もしくは維持のため支出、利用してはならないと定めて政教分離を定めたものです。

ところが、自民党案では、これらに、「社会的儀礼の範囲内にある場合を除き」との規定を入れて、政教分離を形骸化する変更をしています。侵略戦争を肯定、美化する靖国神社への首相の公式参拝さえ、「社会的儀礼の範囲内」として公費で行うといった事態さえ招きかねません。

6. 軍事裁判所の設置による司法権の制限

現憲法は、司法権の独立を守るため、全ての司法権は最高裁判所及び下級裁判所に属するものとし、特別裁判所の設置を禁止していますが（76条）、自民党案では、特別裁判所として、軍事に関する裁判を行う軍事裁判所を設置することとしています（76条2、3項）。軍事裁判所の設置により、軍事に関する裁判（その詳細は現時点では未定ですが、「軍人」の違反行為にとどまらず、非常時には市民による反戦運動までその管轄になる余地さえあります）については、実質上司法権のチェックが及ばないまま、「厳罰」が課される危険性があります。

7. 憲法の段階的改正への道筋

憲法の改正のためには、衆議院、参議院の各議員の総議員の3分の2以上の賛成による国会の発議及び国民の投票による過半数の賛成が必要です（96条）。ところが、自民党案は、国会の議決を総議員の過半数の賛成でできるようにしてしまおうというものです。

これは、憲法の段階的改正を容易にするもので、例えば、今回の改正はこの規定と比較的抵抗の少ない（3分の2をとれる）改正にとどめ、近い将来に一挙に過半数で改正するという戦術ができる危険な規定です。

がんばるNPO 紹介①

京ものづくり塾「和らいふ」を設立

松下 嵩（全西陣織物労働組合執行委員長）

わたしたちは、西陣・友禅をはじめとした伝統産業にかかわる人たちが、自らの仕事に生きがいと誇りを持ち、伝統地場産業と産地の再生・発展を求める事業を支援することを目的として、特定非営利活動法人・京ものづくり塾「和らいふ」を設立しました。

今日、長年にわたって日本の伝統文化と基幹産業として京都経済を支えてきた西陣、友禅は生活様式の変化や構造不況そして無秩序な海外依存のもとで産地空洞化がすすみ、西陣の主力である帯地の出荷本数はピーク時（76年の828万本）の9.4%で、出荷金額は同じくピーク時（81年の1700億円）の18.1%まで落ちこみ、産地を形成することが危うい事態になっています。

長年ものづくりに携わってきた職人も働く場を失い、高齢化がすすみ、関連業をはじめ技術者は減少の一途をたどり、技術の継承さえ困難な状態にあります。このままでは後継者は育たず、近い将来取り返しのつかない申告な事態をむかえることは間違いありません。

伝統産業をまもり、次の世代に引き継いでいく課題は、その時、その時代に携わる関係者や産地を抱える自治体の責務だと思います。

すでに大量生産・大量消費の時代は終わり、京都の特性を生かし、地域に根ざした個性的な「本物のものづくり」の時代へと変わりつつあります。同時に、和の文化をファッションとして捉える若者の関心も新たな動向として高まっています。だからこそ、世界に誇る文化と技術に裏打ちされた京都の伝統・地場産業は、21世紀に大きく開花する可能性を持っています。伝統地場産業が地域経済を支え、人づくり、ものづくり、まちづくりをネットワークとした「新しい西陣・友禅づくり」の産業経済政策が求められています。

わたしたちは共同して、ものづくりのメッカ西陣・友禅を再生させるため、伝統産業に働く人たちの社会的地位の向上と職業能力開発や後継者育成、雇用機会の拡充を支援する活動を行います。また、伝統地場産業は分業体制で地域経済と深く結びついていることから、職住一体の町として住み続けられる各種の工房エリアづくりなど、見せて、着て、歩ける「総合的な集積地域」に再生させるとともに、暮らしの中に「京もの」を生かす生活文化の両面が大事と考え、「京もの」がよく似合い、文化の漂うまちづくりを支援する活動も行います。

今度、わたしたちが長年求めてきた伝統産業の振興を図る条例が、京都府・市に制定されます。これに、私たちの提案を反映させていきたいと思っています。

いずれにしても、楽しく活動し、未来のあるものにしたいと思っています。

京都市職労自治研集会を終えて

高橋 達也（京都市職労行財政部長）

京都市職労の自治研集会を6月25日に開催しました。

各職場で、国・市のすすめる「改革」と、市民の願い、職員の思いが真っ向からぶつかりあう局面がおとずれています。各分野でバラバラになって闘うのではなく、各職場での思いを市職労全体のものにしながらか、現状を打ち破る展望をもつことが重要だと考え、開催したものです。

大阪市での不正常な労使癒着を利用した公務員バッシングが、一般市民だけでなく、職員の中にも悪影響を及ぼしているときだからこそ、市民の目線から「公務労働」がどのようにみえているのかを謙虚に受け止める必要もあるということで、市民の意見を聞くという場もつくりました。

京都市は、昨年、市政改革実行プラン、財政健全化プラン、基本計画第二次推進プランを策定し、京都市の中期的見通しを示しました。

市政改革実行プランは、公民協働（PPP）による民間活力の更なる推進を重点的な課題として掲げ、PFIの検討、指定管理者制度の活用、地方独立行政法人の導入、公共施設の民営化、総務事務の集約化・委託化など、職員の削減を事務事業の効率化や委託化の推進で具体化しようとしているのが特徴です。

財政健全化プランは、行政評価システムによる支出の抑制や、局裁量枠の削減と一体となった政策重点化枠の確保、義務的経費の聖域なき見直し、民間活力導入の推進、受益者負担の強化などを強調しています。

しかし、問題は、3つのプランの要である基本計画第二次推進プランです。このプランが、昨年の市長選挙で現市長が掲げた「ますもとマニフェスト」をなぞったものに過ぎません。矛盾する施策・事業が並列的に並べられて、全体を歪なものにしています。

これらの動きと対抗するために、国の新たな動きやNPMなどの行革手法についての総合的な研究、京都市の中期的プランの内容とその推進方法についての批判的分析などを専門的な識者との共同研究によってすすめるとともに、行政のプロとしての自覚に立った自治研活動を強化することです。

住民福祉を実現する立場からの具体的な批判と政策の提言、質の高い公務労働の意義の積極的押し出しは、住民とのコミュニケーションがもっともとれる職場での自由で集団的な論議を深めることによってしか実現できません。

集会では、私たちが思うほど市民は「公務員」に関心を持っていないこと、また公務と

関わる市民は「プロ」としての公務労働者を求めていることなどが確認されるとともに、「市民とのパートナーシップ」を謳う今の京都市政が、まずもとマニフェストの遂行を至上命題として、住民が主人公であるということを忘れた「行政の効率化」、自分たちの政策と一致するものとししか協働しない PPP、都合のよいところだけをつまみ食いする「住民参加」によって進められ、市民、職員に激痛をもたらしていることが報告されました。

京都府職労自治研集会で見えてきたこと

横井 勇次（府職労執行委員・当研究所常務理事）

7月9日に開催した府職労第21回自治研集会には230名の方が参加し、規模の上でも内容の上でも成功した集会になったと思います。

特に、助言をいただいた研究者の方々やレポート報告をいただいた他の労働組合や団体、個人の皆さんなど当日参加された府民の方々が50名を超え、府民に支えられ、府民と歩む自治研集会にできたことをうれしく思います。この場をお借りして、改めてお礼申し上げます。

今回の集会のテーマは、「自治体の市場化ストップ！今こそ 憲法を暮らしに生かす府政の確立を」でした。

日本国憲法のすごさを認識した小森講演

午前の全体会では、記念講演を「九条の会」事務局長の小森陽一先生にお願いできたのは、「憲法に基づき宣誓をした」自治体労働者としてタイムリーかつ幸いなことでした。

小森さんは、文学者らしく、憲法九条の“希求”という言葉について、大江健三郎さんの発言の紹介から始まり、国連憲章との対比、アメリカの世界戦略へと話をすすめ、「今が勝負のしどころ、憲法を選び直し、憲法を生き抜くことが求められている」「政府は戦争に流れるもの。これを許さないために不断的努力が必要であり、一緒に憲法を生き抜こう」と呼びかけました。

参加者からも、「内容が出色であった」「わかりやすく情熱を感じるお話で大変よかった」「平和な国を守るために頑張らねばならないことを痛感した」などの感想が寄せられています。

自治研活動の積み重ねがカギ

京都府でも「経営改革プラン」など、府政を経営体とみなし、「府民サービス」より「採算性」を優先させる施策がすすめられています。

また、職場では係会議など下から議論して積み上げることが軽視され、トップダウンで仕事がすすめられることが多いため、忙しいこととあいまってじっくり考えられない、達

成感、充実感がないという状況が広がっています。

だからこそ、仕事を振り返り、府民からの意見も聞き、考える機会としての自治研活動の役割が大きくなっています。

今回は福祉・医療・京都経済など仕事の分野を中心に 10 のテーマで分科会を持ちました。それぞれ 7～23 名の参加があり「前回と違って話が深まった」「いろいろ話が聞けておもしろかった」と評価する声とともに、「自前の報告がもっと欲しい」「若い人の参加が少ない」などの課題も指摘されました。「公務員の専門性の発揮と経験の積み重ねが重要」との指摘もあり、日常的な自治研活動の大切さを痛感した次第です。

美しいマンスリー⑭（最終回・下）

木屋町は風前の灯火？ それとも風俗の灯火？！

～京都市都心地域の行方～

広原 盛明（元京都府立大学学長）

木屋町周辺一帯は「立誠小学校区」に属している。立誠小学校は 1869（明治 2）年に下京第 6 番組小学校として開設された日本でも最古の歴史をもつ小学校のひとつだ。立誠小学校区の範囲は、南北が三条通と四条通、東西が鴨川と寺町通に囲まれた京都市切っの都心地域である。学区内には南北幹線道路の河原町通を境にして東側には木屋町通と先斗町通が、西側には新京極通と寺町通が走っている。文字通り「京都都心の核」が立誠小学校区なのである。

そこでどんな変化が起こったのか。その変化を国勢調査の世帯・人口の推移でみてみよう。京都市の元学区別統計によれば、1960（昭和 35）年から 2000（平成 12）年までの 40 年間に、立誠小学校区の世帯数と人口は 1257 世帯・5754 人から 423 世帯・1003 人までに激減した。実に世帯数の 2/3、人口の 5/6 が失われたのだ。また 0～14 歳の子ども数は、およそ 1700 人前後（1960 年の立誠小学校区年齢別統計を入手できないので、中京区の 0～14 歳人口比率 23.0% を参考にして算出）から僅か 65 人になった。恐るべき減少ぶりだ。しかも世帯・人口はその後減り続け、2005 年 5 月 1 日現在では 326 世帯・794 人にまで落ち込んでいる。立誠小学校区の運命はいまや「風前の灯」だといってもよい。

京都市の都市政策・都市計画の致命的な失敗は、都心地域からの住民流出を防ぎ人口減少を防止できなかったことだ。都市の成長拡大を至上目的とするあまり周辺市町村の大合併には熱心だったが、都心地域の空洞化に対してはほとんど危機意識をもたず、対策も講じてこなかった。その結果、20 近い小学校を統廃合しなければならないほどの人口減少と児童数の減少が都心地域で進行した。しかし、小学校の統廃合が都心地域の性格や京都

の都市構造にどのような影響を与えるかについては、教育委員会も都市計画部局もほとんど考えが及ばなかった。教育委員会と市長部局は日頃から意思の疎通が悪く、小学校の統合廃校問題についてもほとんど議論らしい議論が行われなかったことが根本原因だろう。

京都の小学校は地元住民にとっては愛着が深い。町組といわれる住民組織が寄付を集めて校舎を建設し、1世紀にわたって学校運営を支援してきたからだ。小学校は名実ともにコミュニティの核として地域社会を支え、子どもたちを育ててきた。だから自分たちの母校がなくなることは地元住民にとっては一大事だったが、議論の大半は小学校を残すか残さないか、残さないとすれば代替措置をどうするかに費やされ、小学校と地域環境のかかわりについての関心は薄かった。行政のタテワリ組織の狭間で問題が矮小化され、ボールが誰の手にも受けとめられずに転がっていったのである。立誠小学校がいまから10年前の1995（平成5）年に廃校される時も、風営法（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）と学校施設との関係についての議論は、行政側からも住民側からもまったく出なかった。

その挙句の果てが現在の風俗店問題である。風俗営業法は、学校や図書館、児童福祉施設などの周囲200メートルの区域内は風俗店の新規出店を規制している。都心地域で辛うじて風俗店の進出を食い止めていた小学校が廃止され、その跡地利用に何の配慮も対策も取られないことが判明した瞬間から風俗店の怒涛のような進出が始まった。風俗店経営者や暴力団関係者はさぞかし喜んだであろう。「千載一遇」ともいふべき又とないビジネスチャンスが京都市の教育委員会から易々と与えられたからだ。現市長は教育委員会出身であり教育委員長であっただけに、とりわけその責任には大きいものがあるだろう。

懇談後、学生たちと木屋町一帯を歩いた。彼／彼女らはすでに下調べをされていて、風俗店は木屋町界限だけで50軒近く、四条通を超えると70～80軒に達するという。私たちの世代にとっての木屋町・河原町界限のイメージは、洋書の「丸善」であり、文房具の「壺中堂」であり、ビアホールの「ミュンヘン」であり、老舗の喫茶店の「築地」や「フランソワ」だった。だが、いまや河原町通と木屋町通を結ぶかつての閑静な路地は悉く風俗店に占領されている。昼間からどぎつい電飾のイルミネーションが輝き、蝶ネクタイをした鋭い目つきの呼び込み人たちが道行く人々を威圧している。登録文化財に指定された喫茶店のフランソワなどは、両側を風俗店に挟まれて痛ましい限りだ。まるで暴力団に両脇を抱えられて拉致されようとしている女性の姿そのものではないか。

私たちは発する言葉もなくただ歩いた。このままでは間違いなく京都の都心地域は暴力団とセックス産業に席捲されてしまう。東京でいえば、新宿歌舞伎町の暴力団が銀座街に殴り込みをかけてきたようなものだ。教育委員会は、今年になってやっと立誠小学校のグラウンドを統合された高倉小学校のテニスコートとして再利用することを決めたが、「遅きに失する」とはまさにこのことだ。もはや新規出店の余地がほとんど残っていない段階になってからの「アリバイ」的措置では何の意味もない。既存の風俗店を何一つ規制できな

いで、どうして木屋町を再生させることができるのか。

すでにその先例がある。6月21日の朝日新聞・「視点」は、大阪ミナミの宗右衛門町にあった老舗料亭「南地大和屋」の元女将・坂口きくさんのインタビュー記事を掲載している。40年前に5億円もかけて作った総檜の能舞台をもつこの料亭は、2年前に惜しまれながら廃業せざるを得なかった。その背景を坂口さんは次のように語っている。

「いつの間にか、大阪のまち自体が変わってしまいました。中心部は各町内に特徴があった。道頓堀はお芝居、宗右衛門町はお茶屋、道修町なら薬屋さん。そんな住み分けができていたのに、いまや、ごった煮が大阪の文化みたいに言われています。格式のあった宗右衛門町も性風俗店が乱立。私のお店の土地は売りましたが、風俗店にはしないよう約束しています。せめてもの意地ですわ。こんなまちになってしまったのは、大阪市の責任が大きいですよ。金沢や伊勢は伝統的な町名や町並みを大事にしています。同じ行政なのに、風俗店の規制などなんで無策なんですか。市長や助役ともお付き合いがありましたが、大きなビジョンを打ち出せない。財界の人もこじんまりしてきました。東京には民間で街の再開発をする企業がありますのにねえ」。

京都の木屋町が大阪の宗右衛門町の後を追うのは時間の問題だろう。現市長が都市美について語るときは「掃除」程度のことしか思いつかないようだが、「京都は国の宝」だといふのであれば、財界ともども全風俗店を買い上げるぐらいの大きなビジョンを打ち出してはどうか。

新シリーズ 子ども主人公の学校づくり①

38年間の教職員生活にピリオド

大平 勲（京都総評議長）

私はこの3月の京教組大会で役員の任を終え、38年間に及んだ（専従期間11年を含む）教職員生活にピリオドを打ちました。多くの仲間や家族などに支えられその任を全うできたことへの喜びと感謝を痛感するこの機会に、このような執筆の機会を与えて頂いたことにお礼申し上げます。思い返せばこの38年間は体の休まる間もなかったとはいえ、私にとっては一切の病気もなく大変充実した日々でした。とりわけ学校現場と組合専従を3ラウンドも繰り返したという希有な体験は、現場の風を運動に送り込み、組合で学んだことを糧として子どもたちに接する点ですごく良かったと総括しています。

私は1967年、生まれ育ち今も住む宇治田原町の中学校（母校）に数学教員として新規採用されました。校長室には私の7年前の学籍簿もあり、図書室には私の貸し出しカードの記録も残っていました。数名の恩師も同僚組合員としておられ、地域の人々も私のことを幼い頃から知ってくれていたことも私の教育実践を豊かにすすめることの支えでし

た。当時は手当500円の宿直もあり、歩いて数分の自宅では食事をするぐらいでバスケットクラブ活動やプールの管理清掃など20時間近くも学校で過ごすことも珍しくありませんでした。新採でありながらも「文化祭がないのはおかしい」と横着にも独断で職員会議に提案し開催を容認してもらいました。今も「夢がある未来がある」という起案したテーマで38回目を数えています。この学校で6年間自由な教育活動を保障され（それだけに今から思うと赤面する失敗も）その一方で、当時途絶えていた南部の組合青年部活動再開に向けた運動に加わりました。そのころは民主府政下でありながらも山城地域（宇治久世・綴喜・相楽）の教組は校長会や中学校体育連盟が執行部人事権をもっており、京教組の「足引っ張り」的存在でした。そんな中で67年採用の有志で教育研究を主体にしたサークル「山城青年教師の会」を立ちあげ、自主的な授業公開研究の開催を求める運動、安保・沖縄闘争などの学習などを通して青年部を再建しました。当時の綴喜教職員組合は二百数十名の組織でしたが事務所も専従役員もなく、書記長在任の職員室の片隅に今も活躍の書記さんがおられました。専従役員のいないのは綴喜と相楽ぐらいでしたから、私は73年の半専従書記長を経て74年から綴喜初代の専従書記長を仰せつかり田辺中学校の体育館の二階を仮事務所とし、翌年には独立したプレハブ事務所を開設しました。この三年間の最初の専従期間は採用増で組合員が急増し、部落解放同盟の暴力的理不尽を許さない闘いや荒廃した田辺高校に普通科を併設し地元の学校に再建する運動などにとりくみ、綴喜教組の存在感を示すことができました。（つづく）

全国のホット情報②

新潟県における「地域研究所づくり」の経験

にいがた自治体研究所副理事長 福島 富

いま新潟県内では、「大型合併したところ」と「自立を決めたところ」で、次のような「地域研究所づくり」が始まっています。

1. 市町村合併後の「自治体」と「地域」をどうつくっていくか

まず最初に10市町村で大型合併した佐渡市が財政破綻したことを受けて、昨年12月に研究所会員を中心に30名が参加し「佐渡自治体研究所」を発足させました（詳しくは「住民と自治」2月号参照）。2番手は本年6月に、同じく合併によって地域はどうなっていくのか不安をもった人々16名によって「糸魚川自治体研究所」ができました。3番手は長岡市合併が決まった寺泊町で同じく6月に13名で「寺泊まちづくり研究会準備会」が出来ました。4番手として8月23日、全国最多の14市町村が合併した上越市で「久比岐野地域研究会」が誕生します。

大型合併したところは共通して大規模な財政破綻が広がり、地域に閉塞感が充満し、こ

れからの「自治体」と「地域」をどうつくっていくのか、その展望と政策づくりのための地域研究所がつくられています。

2. 自立（律）を決めた地域の住民が学び合う研究所づくり

本年6月4～5日新潟県関川村で「第5回小さくても輝く自治体フォーラム」が開催され、参加者総数320名中関川村からは80名が出席して岡田知弘先生の基調講演などを熱心に学習しました。これは、フォーラム開催が決まると同時に3名で発足した「関川村自律研究会準備会」が大活躍して、人口6000名の村全戸への参加案内ビラ配布や手書きのポスターづくりなどで頑張った成果です。この準備会では、7月に「住民と自治」誌の読者を4名増やしました。

また、いち早く自立（律）を決めた津南町でも、昨年12月大阪自治体問題研究所の初村尤而さんをお招きして、6名で「津南町まちづくり研究会準備会」をスタートさせました。役場の全職員参加による自立（律）まちづくり計画などが進む反面、住民参加が立ち後れている弱点を克服するための取り組みです。

3. 今後は県内の研究所をネットワークで連ぎたい

地域研究所の出来たところでは、定期的に学習会が開かれ研究所の会員加入も進んで来ています。とくに上越市では、「地域自治組織の理論と可能性」が系統的に学習されています。今後は地域研究所の活動交流のためのネットワークをつくり、合併前の旧市町村単位に地域研究会を広げていきたいと考えています。

経済研究会情報⑩

京都の経済を考える—報告書作成に向けて

京都経済研究会事務局 大貝 健二（京都大学大学院）

経済研究会では、京都経済の現状を分析し、京都府政のあり方を検証するとともに、その対案を提示することを目的として、今年の5月から調査、研究を重ねてきました。今年7月以降は、9月末を目処にした報告書の完成を目指し、執筆担当者による執筆構想の報告と検討を2度にわたって行ってきました。今回は、7月12日と28日に開かれた研究会での議論に関して、その一部を報告したいと思います。

【7月12日】

この日は、報告書の基本的部分となる、①地域産業振興・中小企業支援施策の検証と方向性、②京都市伝統産業活性化振興条例を中心に、報告・議論がなされました。

①地域産業振興・中小企業支援施策の検証と方向性に関しては、旧中小企業支援センターの沿革、国の中小企業施策の変遷と支援組織改編、中小企業支援センターの京都産業21への再編とその問題点、あるべき支援体制の方向性という点から報告していただきました。

この報告に関する議論としては、「新たな支援体制のもとでは、融資供与は一定規模以上の企業が対象であり、京都府製造業の特徴である、大部分の零細規模企業が対象に入っていない現状、しかも主に機械金属製造業が対象である現状をどうとらえるか」という意見や、「制度融資の重要性を利用者の視点から、また制度改革の視点からとらえ直していくことの必要性を報告書に盛り込んだ方が良いのではないか」という提案も出されました。

②京都市伝統産業活性化振興条例に関しては、京都市から出された条例の骨子案に対しての要望や、現在の伝統産業を取り巻く問題に対処するために、どのように振興条例に盛り込んでいくべきかという意見が出されました。

具体的には、伝統産業、和装産業の活性化を謳ってはいるものの、実態調査を行うリソースセンター的機能が京都には欠如しているため、現在の状態で伝統産業の実態を把握することができていないうえ、京都府の下請振興協会についても、機械貸与を除いて実際に役に立っている機能がほとんどないといった問題が指摘されました。

また、振興条例において、伝統産業従事者の営業と生活をどのように保障していくのか、伝統産業と先端産業の政策をどのように結びつけるのかが疑問である、という意見もありました。

【7月28日】

7月28日の研究会では、12日に引き続き、報告書執筆内容の検討が行われました。この日は、①京都府経済の推移の分析、②京都府商工業政策及び中小企業融資施策を中心に、報告、検討が行われました。

①に関しては、過去5～10年単位での各種統計を用いて、京都府経済の推移を分析した報告が行われました。その中での特徴としては、京都府製造業における、4人以下の零細規模企業の割合は、全国的に見ても著しく高いこと、業種別に見ると、伝統産業関連の事業所数の特化度（京都府の構成比／全国の構成比）が著しく高いことが報告されました。

②京都府商工業政策及び中小企業融資施策に関しては、次のような報告・討論が行われました。

まず京都府商工業に関しては、京都府内の企業倒産件数が、5年連続で500件を超えていること、そのうち個人事業者が過半数を超えていること、中小企業者の多重債務が激増していることに反して、京都府には相談体制及び自立支援体制が整っていない現状、そして、近年の京都府への大型店の出店ラッシュに関して報告されました。

次に、中小企業への制度融資に関しては、1999年の中小企業基本法改正や、構造改革の流れに合わせて、全国的にも京都府においても、零細事業者切り捨てにつながる内容を伴っており、本来の制度融資の変質を危惧する内容の報告がなされました。

これに対して、制度融資の現状を、中小企業者の立場の側から見直し、地域を支えている中小企業者をサポート・育成する融資の体制を再構築する必要があるという意見が出されました。